

就学援助制度のお知らせ

三条市では、経済的にお困りのご家庭に、小・中学校及び義務教育学校でかかる費用の一部を援助する「就学援助費」制度を設けています。希望される方は、ホームページ掲載のQRまたはURLからアクセスし申請してください。

このほか、市内小中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍するお子様がいらっしゃるご家庭が対象の「特別支援教育就学奨励費」制度もあります。「就学援助費」のほうが認定基準は厳しくなりますが、援助額は高くなっています。「就学援助費」と「特別支援教育就学奨励費」を重複して受給することはできませんが、「特別支援教育就学奨励費」制度に該当するご家庭でも、「就学援助費」制度に該当する場合がありますので、ご確認ください。

1 当初申請期間

令和7年3月1日（土）から4月30日（水）まで

このあとも随時受付しますが、申請した翌月初日からの認定となります。

2 申請方法

オンラインによる電子申請

QRまたはURLから入力画面に進んでください。

令和7年度より
電子申請に
なりました

3 対象となる方

次のいずれかに該当するご家庭

【1に該当する世帯：要保護、2～6に該当する世帯：準要保護】

- 生活保護法に基づく要保護者
- 世帯全員（住民票上同一の方全員）が市民税非課税（所得割・均等割がともに0円）のご家庭
- 市民税の免除を受けたご家庭
- 児童扶養手当の支給を受けたご家庭
- 世帯全員の前年の合計所得の合計額が市の定める基準以下のご家庭
- その他上記に準ずると教育委員会が認めたご家庭

（国民年金保険料の減免又は生活福祉資金の貸付を受けたご家庭など）



【三条市が定める世帯の合計所得（基準額）の目安（持家の場合）】 ※年齢や世帯の人数により異なります。

家族構成（例）		世帯の合計所得金額の合計（基準額） 〔令和6年中の収入額から計算した所得〕
2人	母（30歳代）、子（小学生）	193万円程度以下
3人	父（40歳代）、母（30歳代）、子（小学生）	254万円程度以下
4人	父（40歳代）、母（30歳代）、子（小学生）、子（中学生）	339万円程度以下
5人	父（40歳代）、母（30歳代）、子（小学生）、 祖父（70歳代）、祖母（60歳代）	354万円程度以下

※所得とは、給与所得者は前年中の源泉徴収票の給与所得控除後の金額を、事業所得者は年間収入額から必要経費を差し引いた後の金額をいいます。

4 認定(否認定)通知

前年の所得確定後、7月頃に保護者宛に郵送で通知します。年度途中の申請は、申請月の翌月に通知します。

5 援助の内容

※準要保護者の方へは、下表の各費目を支給します。

※要保護者の方へは、修学旅行費と医療費を支給します。

※三条市外に住所がある方は、学校給食費と医療費のみの支給となります。

※三条市外の小中学校に就学している方は、学校給食費と医療費を除いた費目が支給されます。

下表は令和6年度のものであり、変更になる場合があります。

支給費目	内 容	年額（4月認定の場合）		備 考
		小 学 校 (義務教育学校前期課程を含む)	中 学 校 (義務教育学校後期課程含む)	
学用品費	ノート、筆記用具などの購入費	11,630 円	22,730 円	・8月、12月、3月の3回に分けて支給します。 ・年度途中の認定の場合は、認定月からの月割額を支給します。
通学用品費	通学用靴、傘などの購入費	2,270 円	2,270 円	
		(第1学年及び第7学年は除く)		
校外活動費(泊なし)	校外活動に必要な交通費・見学科	実 費 (限度額: 1,600 円)	実 費 (限度額: 2,310 円)	・校外活動実施後に支給します。 ・認定月以降の実施が対象です。
校外活動費(泊あり)		実 費 (限度額: 3,690 円)	実 費 (限度額: 6,210 円)	
学校給食費	学校給食にかかる経費	実 費 (目安額: 55,400 円)	実 費 (目安額: 63,900 円)	・8月、12月、3月の3回に分けて支給します。 ・認定月以降に支払った給食費が対象です。
修学旅行費	修学旅行にかかる経費	実 費	実 費	・修学旅行実施後に支給します。 ・実施日現在認定者が支給対象です。
新入学用品費	入学に必要なランドセルなどの購入費	【入学前又は小学1年】 57,060円 小学入学前の3月又は入学後の8月に支給 【小学6年】 63,000 円 (中学入学前の3月に支給)	【中学1年】 63,000 円 (入学後8月支給)	入学前支給: 小学校分の入学前支給の申請をした場合は、入学予定者に、中学校分は、3月1日時点で準要保護認定を受けている小学6年生に支給します。(3月に支給) ただし、小・中学校ともに、入学前支給を受けなかった場合は、4月1日認定の第1学年に支給します。(8月に支給) (入学前支給を受けた場合は、入学後の支給はありません。)
生徒会費	生徒会費として納める額		5,550 円	・8月、12月、3月の3回に分けて支給します。 ・年度途中の認定の場合は、認定月からの月割額を支給します。
PTA会費	PTA会費として納める額	3,450 円	4,260 円	
体育実技用具費	体育の時間にスキーを行うために必要な用具購入経費	実 費 (限度額: 26,500 円)		・3月に支給します。 ・1～3学年、4～6学年のそれぞれの期間毎に1回支給します。
卒業アルバム代	卒業アルバム及び卒業記念写真等の購入費	実 費	実 費	・3月に支給します。 ・卒業学年の児童生徒で、卒業アルバム等を購入した場合に支給します。
医療費 (医療券での受診)	学校保健安全法で定められている疾病のみ。 【※1 参照】	実 費	実 費	・学校で医療券の交付を受けてから治療に通ってください。治療に要した額を市が医療機関に直接支払います。

【※1】学校保健安全法で定められている疾病: う歯(CO、歯周病等は対象外)、トラコーマ及び結膜炎、白癬・疥癬及び膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、寄生虫病(虫卵保有含む)

6 支給方法

原則年に3回(8月、12月、3月)、申請者口座または学校の指定する口座へ振込みます。

7 注意事項

- 市民税・所得税の申告が必要な方は必ず済ませてください。申告が済んでいないと世帯の所得状況が確認できず、判定できません。収入がない場合も申告が必要です。(ただし、税法上の扶養に入っている場合は必要ありません。)
- 令和7年1月1日現在において三条市以外に住所があった方は、お問合せください。
- 一度の申込で就学援助を希望する児童生徒全員の申請ができます。
- 申請する上で添付が必要となりますので、申請者の口座情報がわかるもの(預金通帳、ネット銀行の場合はスクリーンショットなど)を御準備ください。
- 申請にかかる「同一世帯員」とは、世帯分離にかかわらず、生計をともにしている世帯員全員を記入してください。単身赴任等で住民票上は別であっても生計同一の場合は含めてください。申請された内容と住民票情報を照合して確認します。
- この申請は、学校預かり金(学校に納める諸経費)に滞納が生じた場合に、就学援助費を保護者口座ではなく学校の指定する口座へ振り込むことに対する同意も兼ねていますので御承知おきください。
- 就学援助制度は、学校給食費など学校へ納めるべき費用が免除されるものではありません。保護者が学校へ納めた経費の一部が、後で援助される制度です。
- 申請が完了すると、【申込完了通知メール】が届きます。届かない場合は迷惑メールフォルダを確認するか、申請が完了しているか下記までお問合せください。
- 生活保護の適用を受けている場合も、申請が必要です。

8 問合せ先

三条市教育委員会 教育総務課 学事係

〒959-1192 三条市新堀1311番地 ☎0256-45-1118(直通)

